

子どもの力を伸ばす 子どもの権利条約

第一部：第4-5回『総括所見』と愛着理論を踏まえて

第二部：児童福祉法改正、児童虐待防止法改正、民法改正および保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の改定から見る子どもの権利条約

新島 一彦¹
木附 千晶²

はじめに

本稿は、令和元（2019）年8月、平成国際大学で開催された教員免許状更新講習において「子どもの力を伸ばす権利条約」というテーマで行われた講習で扱われた内容をもとに執筆するものである。

本講習は、二人の教員が担当した。木附は、保育・教育現場における「子どもの権利条約」の活用方法について担当し、新島は「子どもの権利条約」において重要なキーワードとなる「子どもの最善の利益」という文言が、児童福祉法や民法に取り入れられたことの意義を担当した。したがって、本稿は2部構成となることをご了承願いたい。第一部は、「第4-5回『総括所見』と愛着理論を踏まえて」と題して木附が執筆する。第二部は「児童福祉法改正、児童虐待防止法改正、民法改正および保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の改定から見る子どもの権利条約」と題して、新島が執筆する。

なお、この講習は昨年度と同じテーマの下に実施されたものである。したがって本稿の内容は、2019年3月に発行された「教職研究」に搭載された論文とおおむね同じ主旨となっている。

しかしながら、2019年2月に国連・子どもの権利委員会が日本に対し、日本の第4回・5回総合定期報告書に関する「総括所見」を発表したことや、2019年6月に成立した「児童虐待防止法の改正」、民法の「親権」に関する法制審議会での検討が開始された点を含め、その後の最新の情報を加えるなどの改訂を行っていることを予めお断りしておきたい。

本講習には、保育・教育現場に携わる保育士や教員が参加し、午後に行われたワークショップでは、現場の経験を活かした熱心な討論が繰り広げられ大変有意義なものとなったことを付言しておきたい。

¹ 平成国際大学法学部教授

² 文京学院大学非常勤講師、臨床心理士